

◎ 実質赤字比率、連結実質赤字比率の状況と推移

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

会計名		実質収支額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等	一般会計	-	-	792	175,987	217,146
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	-	-	238	210	342
	バス事業特別会計	-	-	497	327	521
	一般会計等に属する特別会計	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (1)		-	-	1,527	176,524	218,009
標準財政規模		-	-	3,757,924	3,847,763	4,001,727
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(0.04%)	(4.58%)	(5.44%)

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	-	-	144,805	191,751	133,600
	後期高齢者医療事業特別会計	-	-	-	1,143	1,732
	老人保健特別会計	-	-	▲ 16,065	8,831	▲ 553
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-

資金不足比率の算定範囲(会計別)

会計名(公営企業会計)		資金不足・剰余額				
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
法適用企業	水道事業会計	-	-	112,947	185,233	245,311
	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
法非適用企業	宅地完成事業以外	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
宅地完成事業		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-
合計 (2)		-	-	243,214	563,482	598,099
標準財政規模		-	-	3,757,924	3,847,763	4,001,727
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		-	-	(6.47%)	(14.64%)	(14.94%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字比率：地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・連結実質赤字比率：地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質公債費比率の状況と推移

実質公債費比率	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	15.5%	15.7%	16.9%	16.8%	14.5%

(※ 平成17年度及び平成18年度の実質公債費比率は、地方財政状況調査に基づく数値である。)

○ 実質公債費比率は、その地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べた率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 実質公債費比率は、以下に示すように、(1)単年度ごとに実質公債費の比率を計算し、(2)その過去3ヶ年の平均数値を計算することにより算定します。

(1) 単年度ごとの実質公債費の比率を計算(下は、H21決算数値の場合)

$$\begin{array}{l}
 \text{H21決算単年度の実質公債費の比率} = \frac{\text{元利償還金等(a)} - \text{算入公債費等の額(b)}}{\text{標準財政規模(c)}} = \frac{\text{一般会計等の負担額(分子)}}{\text{比較する財政の規模(分母)}} \\
 = \frac{1,337,510 - 1,055,178}{4,001,727} = \frac{282,332}{2,946,549} = 9.581785336\%
 \end{array}$$

(単位: 千円、%)

(2) 過去3ヶ年の平均数値を計算(小数点以下第1位未満切捨)

$$\begin{array}{l}
 \text{平成21年度の実質公債費比率} = \frac{18.92929218 \text{ (H19単年度の実質公債費比率)} + 15.24682227 \text{ (H20単年度の実質公債費比率)} + 9.581785336 \text{ (H21単年度の実質公債費比率)}}{3} = 14.5\%
 \end{array}$$

○ 実質公債費比率が何%かということだけでなく、その算定に用いられた各数値の構成要素の内訳について、他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「元利償還金等(a)」の構成要素の内訳について、他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、その団体の一般会計等が負担する地方債の償還の内容について、具体的に分析する上で有益です。

○ 一般会計等の負担額(分子)の内訳について [計算式:「元利償還金等(a)」-「算入公債費等の額(b)」]

○ 「元利償還金等(a)」の内訳

(単位: 千円、%)

	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
①元利償還金	1,185,747	1,172,472	▲1.1	1,285,914	9.7	1,275,118	▲0.8	1,190,788	▲6.6
②満期一括償還債	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入額	2,519	2,478	▲1.6	2,083	▲15.9	4,924	136.4	3,257	▲33.9
④組合等負担等額	162,180	162,425	0.2	162,039	▲0.2	143,977	▲11.1	143,452	▲0.4
⑤債務負担行為	0	0		0		0		0	
⑥一時借入金	37	44	18.9	36	▲18.2	15	▲59.3	13	▲13.3
元利償還金等(a)	1,350,483	1,337,419	▲1.0	1,450,072	8.4	1,424,034	▲1.8	1,337,510	▲6.1

○ 「算入公債費等の額(b)」の内訳

(単位: 千円、%)

	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
公債費算入(元利)	623,324	615,763	▲1.2	704,248	14.4	799,174	13.5	875,857	9.6
公債費算入(準元利)	4,016	4,016	0.0	4,013	▲0.1	4,014	0.0	4,011	▲0.1
事業費補正(元利)	176,807	149,914	▲15.2	122,124	▲18.5	113,752	▲6.9	104,237	▲8.4
事業費補正(準元利)	80,824	80,824	0.0	80,824	0.0	71,073	▲12.1	71,073	0.0
密度補正(元利)	0	0		0		0		0	
密度補正(準元利)	0	0		0		0		0	
算入公債費等の額(b)	884,971	850,517	▲3.9	911,209	7.1	988,013	8.4	1,055,178	6.8

◎ 一般会計等の負担額(分子)

(単位: 千円、%)

(a)-(b)	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
一般会計等の負担額	465,512	486,902	4.6	538,863	10.7	436,021	▲19.1	282,332	▲35.2

◎ 実質公債費比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(c)」-「算入公債費等の額(b)」]

○「標準財政規模(c)」の内訳

(単位:千円、%)

	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
標準税収入額等	925,333	992,644	7.3	992,395	0.0	970,498	▲2.2	924,984	▲4.7
普通交付税額	2,737,804	2,635,147	▲3.7	2,594,557	▲1.5	2,717,123	4.7	2,828,209	4.1
臨時財政対策債発行可能額	212,861	188,481	▲11.5	170,972	▲9.3	160,142	▲6.3	248,534	55.2
標準財政規模(c)	3,875,998	3,816,272	▲1.5	3,757,924	▲1.5	3,847,763	2.4	4,001,727	4.0
算入公債費等の額(b)	884,971	850,517	▲3.9	911,209	7.1	988,013	8.4	1,055,178	6.8

◎ 比較する財政の規模(分母)

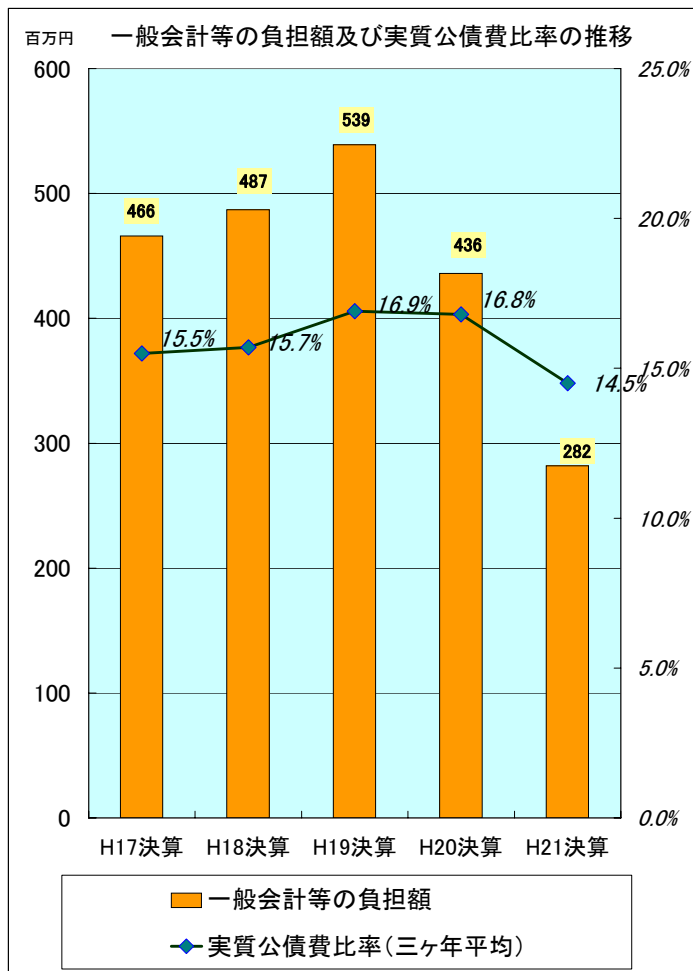
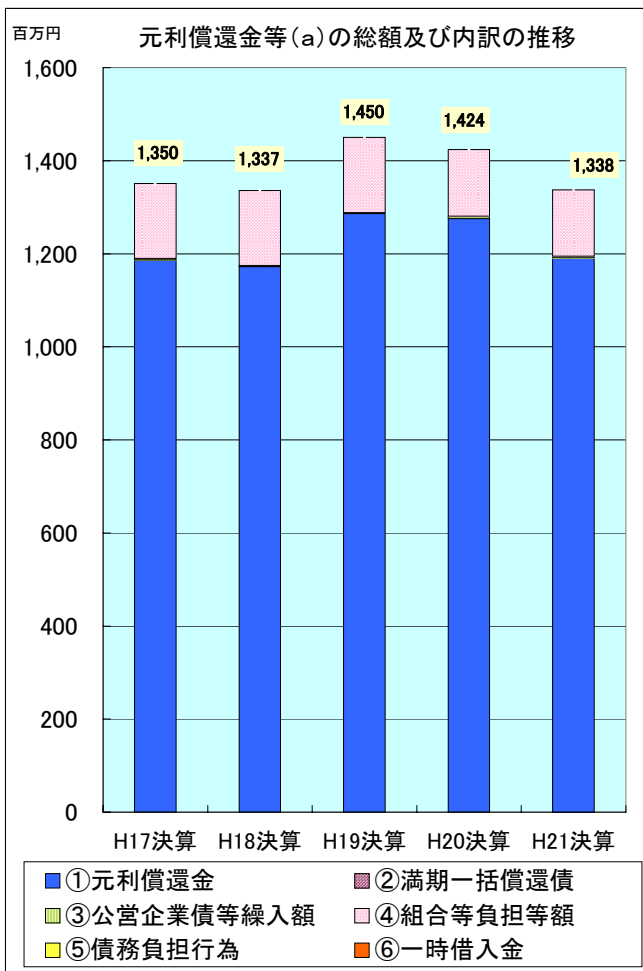
(単位:千円、%)

(c)-(b)	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
比較する財政の規模	2,991,027	2,965,755	▲0.8	2,846,715	▲4.0	2,859,750	0.5	2,946,549	3.0

(単位:千円、%)

単年度の実質公債費の比率	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
	15.56361745	16.41747211	5.5	18.92929218	15.3	15.24682227	▲19.5	9.581785336	▲37.2

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①元利償還金：一般会計等に係る公債費の額から、繰上償還等の額及び公債費充当特定財源(*)の額を控除した額
(※ 地方公共団体財政健全化法施行に伴い、平成19年度算定から算定ルールが変更され、都市計画税充当可能額が特定財源として追加)
- ・②満期一括償還債：実際の償還額ではなく、償還期間30年の元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ・③公営企業債等繰入額：一般会計等から一般会計等以外への繰入金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・④組合等負担等額：一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起した地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ・⑤債務負担行為：債務負担行為に基づく当該年度の支出のうち公債費に準ずるもの
- ・⑥一時借入金：当該年度に支出した一時借入金の利子
- ・算入公債費等の額：地方債の元利償還金額及び準元利償還金額のうち、当該年度の普通交付税の算定において基準財政需要額として算入された額(算入の方式として、公債費算入、事業費補正算入及び密度補正算入の3通りがある。)

◎ 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
				24.0%	20.9%

○ 将来負担比率は、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額(※)と比べた率をいいます。

(※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。)

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・平成21年度決算数値に基づく将来負担比率の場合(小数点以下第1位未満切捨)

$$\begin{array}{c}
 \text{平成21年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 10,711,373}{\text{標準財政規模(C)} \quad 4,001,727} - \frac{\text{充当可能財源額等(B)} \quad 10,519,194}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,055,178} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 192,179}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,946,549} = 6.5\%
 \end{array}$$

(単位:千円、%)

* 将来負担比率は、実質的な将来負担額(分子)が負の値の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について、他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能になります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について、他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について、具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源額等(B)」]

○ 将来負担額(A)

(単位:千円、%)

	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
①地方債の現在高	—	—	—	10,233,000	—	9,347,252	▲ 8.7	8,716,632	▲ 6.7
②債務負担行為	—	—	—	0	—	0	—	0	—
③公営企業債等繰入見込額	—	—	—	4,787	—	23,719	395.5	57,223	141.3
④組合等負担等見込額	—	—	—	359,954	—	226,846	▲ 37.0	100,635	▲ 55.6
⑤退職手当負担見込額	—	—	—	1,739,720	—	1,655,172	▲ 4.9	1,836,883	11.0
⑥負担見込額(地方道路公社)	—	—	—	0	—	0	—	0	—
⑦負担見込額(土地開発公社)	—	—	—	0	—	0	—	0	—
⑧負担見込額(第三セクター等)	—	—	—	0	—	0	—	0	—
⑨連結実質赤字額	—	—	—	0	—	0	—	0	—
⑩組合等連結実質赤字額	—	—	—	0	—	0	—	0	—
将来負担額(A)	—	—	—	12,337,461	—	11,252,989	▲ 8.8	10,711,373	▲ 4.8

○ 充当可能財源額等(B)

(単位:千円、%)

	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
⑪充当可能基金	—	—	—	3,503,132	—	2,662,120	▲ 24.0	3,196,126	20.1
⑫特定歳入(都市計画税以外)	—	—	—	185,212	—	251,770	35.9	279,291	10.9
⑬特定歳入(都市計画税)	—	—	—	0	—	0	—	0	—
⑭交付税算入見込額	—	—	—	7,965,580	—	7,739,462	▲ 2.8	7,043,777	▲ 9.0
充当可能財源額等(B)	0	0	—	11,653,924	—	10,653,352	▲ 8.6	10,519,194	▲ 1.3

◎ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
実質的な将来負債額	—	—	—	683,537	—	599,637	▲ 12.3	192,179	▲ 68.0

◎ 将来負担比率の状況と推移

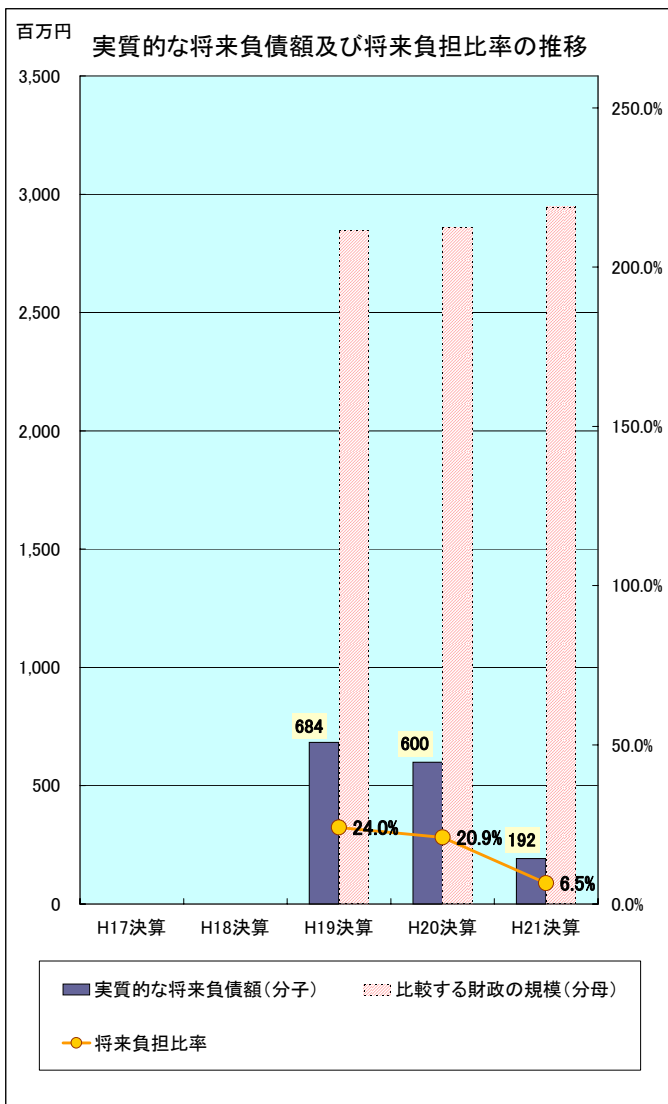
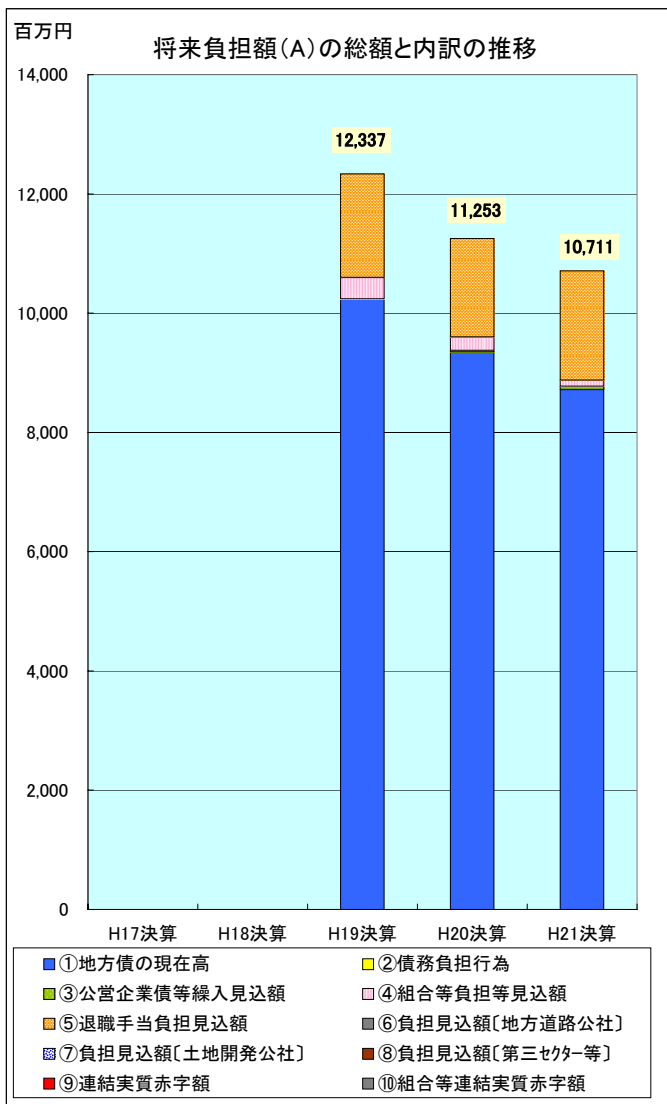
○比較する財政の規模(分母)の内訳について [計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」]

(単位:千円、%)									
	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
標準財政規模(C)	—	—	—	3,757,924	—	3,847,763	2.4	4,001,727	4.0
算入公債費等の額(D)	—	—	—	911,209	—	988,013	8.4	1,055,178	6.8

◎ 比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)									
(C)-(D)[算定の分母]	H17決算	H18決算	増減率	H19決算	増減率	H20決算	増減率	H21決算	増減率
比較する財政規模	—	—	—	2,846,715	—	2,859,750	0.5	2,946,549	3.0

○ 経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為に基づく支出予定額(地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの)
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計(公営企業会計等)の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合等負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額(全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額)のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額[地方道路公社]、⑦負担見込額[土地開発公社]、⑧負担見込額[第三セクター等]
：地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額やその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑨連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑩組合等連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額